

松戸市監査委員告示第2号

監査結果の公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、監査の結果を別紙のとおり公表する。

平成28年3月11日

松戸市監査委員	牧野英之
同	三好徹
同	杉山由祥
同	飯箸公明

第1 監査の種別

行政監査（地方自治法第199条第2項の規定による監査）

第2 監査のテーマ及び目的

1 監査のテーマ

賃貸借契約（土地・建物の賃貸借、会場借上を除く）について

2 監査の目的

賃貸借契約については、パーソナルコンピュータ、システム、自動車や電話機器などの導入資金を複数年にわたり分散化し、単年度の財政負担を軽減することや、故障の場合の代替品の確保、機器の保守管理の事務軽減を図るなどを目的とし、多数多様なものを対象に行われている。その中には、随意の契約を締結している業務も見受けられる。

本市では、平成24年8月に契約課が、地方自治法施行令第167条の2第1項に定める随意契約の運用において、公正性、経済性を確保するために、個々の契約ごとに技術の特殊性、経済的合理性、緊急性等の解釈を客観的、総合的に判断し決定するとともに、適正執行の指針とするために「松戸市随意契約ガイドライン」を定め、周知を図っているところである。

このような状況を踏まえ、賃貸借契約（土地・建物の賃貸借、会場借上を除く）のうち、とりわけ随意の契約に着目し、実態の把握と、合規性、透明性、経済性等の観点から事務が執行されているかを検証し、契約事務の適正な執行に資することを目的として実施する。

第3 監査の対象範囲

1 対象部局

全部局

2 対象範囲

平成26年度に一般会計、特別会計の「使用料及び賃借料」、企業会計の「賃借料」から支出された賃貸借契約事務のうち、次の要件をいずれも満たすもの。

ア 随意契約によるもの

イ 土地・建物の賃借、会場借上の契約でないもの

第4 監査の実施期間

平成27年8月11日から平成28年1月22日まで

第5 監査の方法

所管課から監査調書及び関係書類の提出を求め審査するとともに、関係職員のヒアリングを実施した。

第6 監査の項目及び着眼点

1 契約の手続きについて

- (1) 契約事務手続きは適正に行われているか。
- (2) 契約内容の履行に必要な事項が仕様書等に明示されているか。

2 随意契約理由について

- (1) 随意契約とした根拠及びその理由は、業者選定書等に明示されているか。
- (2) 随意契約とした根拠及びその理由は、妥当性を判断するに足りる適切なものとなっているか。

第7 賃貸借契約の概要

賃貸借については、民法601条において、「当事者の一方がある物の使用及び収益を相手方にさせることを約し、相手方がこれに対してその賃料を支払うことを約することによって、その効力を生ずる。」と定義されている。

本監査における対象範囲は、賃貸借契約のうち、「随意契約によるもの」かつ「土地・建物の賃借、会場借上の契約でないもの」であるが、随意契約は、特定の条件を満たした者と契約を締結するものであり、政令で、随意契約によることができる場合を次のとおり定めている。

「地方自治法施行令第167条の2第1項」 各号条文

(平成27年3月31日現在)

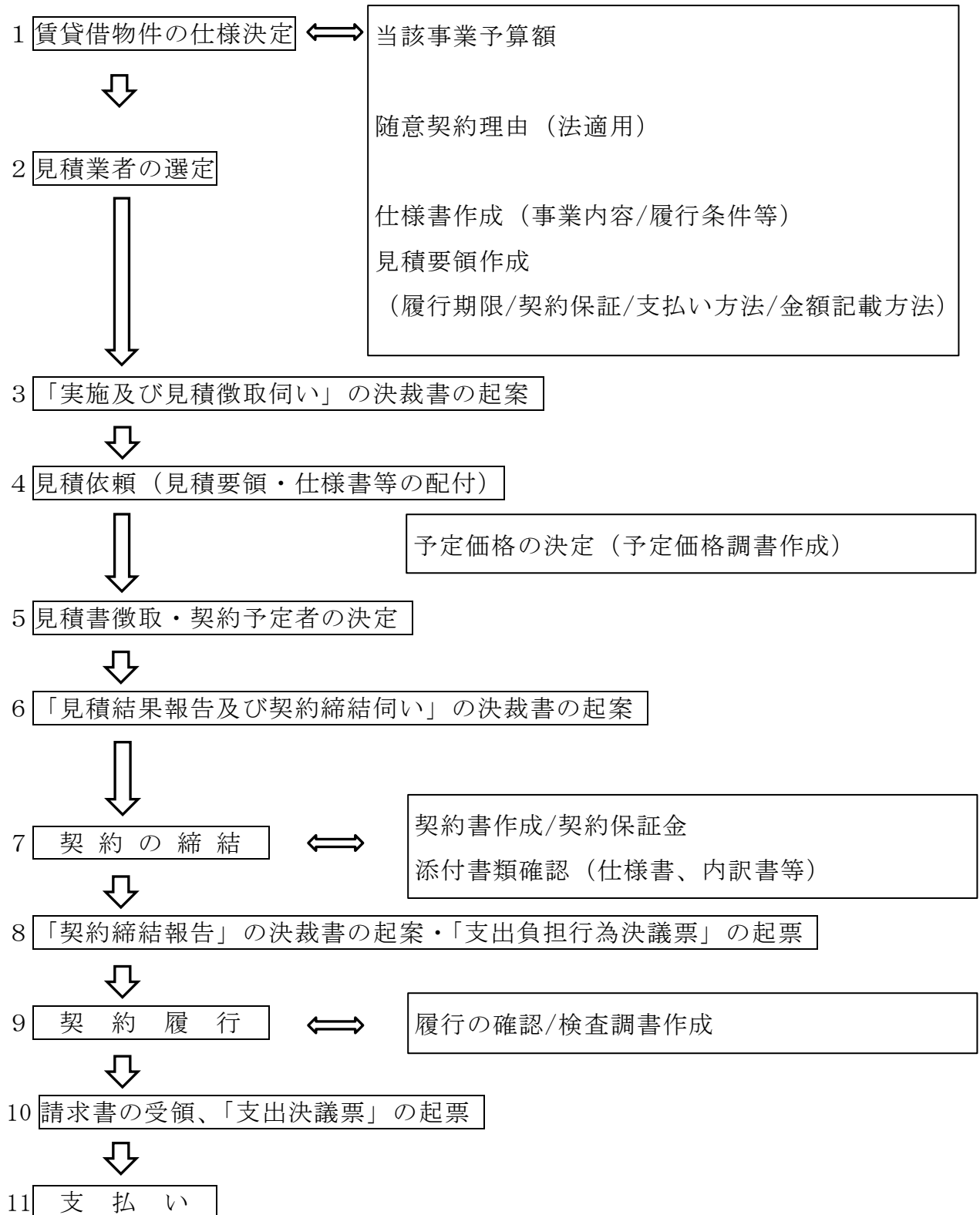
第1号	<p>売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあつては、予定貸借料の年額又は総額）が別表第五上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において <u>普通地方公共団体の規則で定める額※</u>を超えないものをするとき。</p> <p>※「松戸市財務規則」第137条の2 施行令第167条の2第1項第1号に規定する規則で定める額は、「物件の借入れ 予定価格が40万円未満」</p>
第2号	<p>不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。</p>
第3号	<p>障害者支援施設等において製作された物品の買入れ及び障害者、高齢者、母子等から役務の提供を受ける契約（条文を一部省略）</p>
第4号	<p>新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を、普通地方公共団体の規則で定める手続により、買入れる契約をするとき。</p>
第5号	<p>緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p>
第6号	<p>競争入札に付することが不利と認められるとき。</p>
第7号	<p>時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。</p>
第8号	<p>競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</p>
第9号	<p>落札者が契約を締結しないとき。</p>

「地方公営企業法施行令第21条の14第1項」 各号条文

(平成27年3月31日現在)

第1号	<p>売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあつては、予定賃貸借料の年額又は総額）が別表第一の上欄に掲げる契約の種類に応じ同表の下欄に定める額の範囲内において <u>管理規程で定める額※</u>を超えないものをするとき。</p> <p>※「松戸市水道事業会計規程」第107条の2 令第21条の14第1項第1号に規定する管理規程で定める額は、「物件の借入れ 予定価格が40万円未満」</p> <p>「松戸市病院事業会計規程」第104条 令第21条の14第1項第1号に規定する管理規程で定める額は、「物件の借入れ 予定価格が40万円未満」</p>
第2号	<p>不動産の買入れ又は借入れ、地方公営企業が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。</p>
第3号	<p>障害者支援施設等において製作された物品の買入れ及び障害者、高齢者、母子等から役務の提供を受ける契約（条文を一部省略）</p>
第4号	<p>新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより管理者の認定を受けた者が新商品として生産する物品を、管理規程で定める手続により、買入れる契約をするとき。</p>
第5号	<p>緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p>
第6号	<p>競争入札に付することが不利と認められるとき。</p>
第7号	<p>時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。</p>
第8号	<p>競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</p>
第9号	<p>落札者が契約を締結しないとき。</p>

なお、賃貸借契約（随意契約）における一般的な事務の流れは、次のとおりである。



1 契約の件数及び金額について

平成 26 年度に予算執行された（監査の対象となった）賃貸借契約の件数は 553 件、予算執行額は 1,530,389,290 円であった。

部局別の契約件数及び予算執行額は表 1－1 のとおりである。

表 1－1

	件数（件）	構成比（％）	平成 26 年度予算 執行額（円）	構成比（％）
会計課	1	0.18	777,600	0.05
総務部	72	13.02	378,934,193	24.76
総合政策部	3	0.54	687,555	0.04
財務部	20	3.62	42,558,630	2.78
市民部	29	5.24	44,574,490	2.91
経済振興部	17	3.07	47,706,083	3.12
環境部	29	5.24	19,705,645	1.29
健康福祉部	13	2.35	31,219,417	2.04
福祉長寿部	37	6.69	83,041,706	5.43
子ども部	17	3.07	20,951,758	1.37
街づくり部	22	3.98	8,202,956	0.54
建設部	20	3.62	22,885,245	1.50
生涯学習部	87	15.73	223,283,072	14.59
学校教育部	14	2.53	3,963,408	0.26
市議会事務局	2	0.36	2,685,600	0.18
選挙管理委員会 事務局	39	7.05	8,472,488	0.55
監査委員事務局	0	0.00	0	0.00
農業委員会 事務局	0	0.00	0	0.00
消防局	13	2.35	172,678,368	11.28
水道事業	15	2.71	9,312,516	0.61
病院事業	103	18.63	408,748,560	26.71
合 計	553	100.00	1,530,389,290	100.00

このうち平成26年度の予算執行額が5,000万円を超えるものについては表1-2のとおりである。

表1-2

	契約名称	平成26年度予算 執行額(円)
1	松戸市立病院総合電子医療情報システム関係機器及び 部門システム等賃貸借(経営企画課)	196,251,053
2	消防指令管制システム賃貸借(警防課)	150,998,400
3	松戸市新 税・国保・福祉関連システム賃貸借 (情報政策課)	69,342,984
	合 計	416,592,437

平成26年度の予算執行額が5,000万円を超える契約件数は3件で、総件数の0.54%に過ぎないが、合計金額は416,592,437円で、全体の約27.22%を占める状況となっている。なお、上記3件については、いずれも1者随意契約によるものである。

2 業務内容について

業務内容の種類別の件数及び平成 26 年度の予算執行額については、表 2 のとおりである

表 2

契約の種類	件数 (件)	構成比 (%)	平成 26 年度予算 執行額 (円)	構成比 (%)
複写機・印刷機	25	4.52	34,529,724	2.26
情報システム (ハード及びソフト・プログラム 付帯も含む)	131	23.69	506,778,573	33.11
情報システム (ソフト・プログラム)	122	22.06	658,121,208	43.00
庁用・業務用 車両	30	5.42	23,461,882	1.53
放送受信料等	41	7.41	2,491,550	0.16
その他	204	36.89	305,006,353	19.93
合 計	553	100.00	1,530,389,290	100.00

執行状況を種類別にみると、「その他（医療機器、AED、電話機器等）」を除き、件数では「情報システム（ハード及びソフト・プログラム付帯も含む）」が 131 件で最も多く、23.69%となっている。また、金額では「情報システム（ソフト・プログラム）」が最も多く、658,121,208 円で、43.00%を占めている。

特に情報システムに係る契約については、当初に契約をした相手方が契約の履行の過程において得られる知見等から技術的な優位性を獲得することとなるため、以降の契約において同一の相手方 1 者のみから見積書を徴取し、随意契約を締結することが多くなっている。技術革新の著しい情報システム関連分野においては、事業の必要性、経済的合理性等の観点を踏まえて、常に、契約先変更を含め、契約内容や契約金額積算の妥当性について検証する必要がある。

3 随意契約とした法的根拠について

随意契約は、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号から第9号及び地方公営企業法施行令第21条の14第1項第1号から第9号の規定に該当する場合に限って、行うことができるものである。

契約にあたっての法的根拠別の件数及び平成26年度の予算執行額については、表3のとおりである。

表3

地方自治法施行令第167条の2第1項/地方公営企業法施行令第21条の14第1項	件数 (件)	構成比 (%)	平成26年度 予算執行額(円)	構成比 (%)
1号(金額要件)	218	39.42	44,470,620	2.91
2号(性質又は目的)	309	55.88	1,399,201,865	91.43
3号(特定の施設等から物品を買入れ又は役務の提供を受ける契約をするとき)	0	0.00	0	0.00
4号(新商品として生産される物品を買入れ若しくは借り入れる契約又は新役務の提供を受ける契約)	0	0.00	0	0.00
5号(緊急の必要により競争入札に付することができないとき)	4	0.72	998,019	0.07
6号(競争入札に付することが不利と認められるとき)	5	0.90	31,238,396	2.04
7号(時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき)	9	1.63	9,126,246	0.60
8号(競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき)	8	1.45	45,354,144	2.96
9号(落札者が契約を締結しないとき)	0	0.00	0	0.00
合計	553	100.00	1,530,389,290	100.00

随意契約とした理由を法的根拠別にみると、件数では2号を適用しているものが309件（55.88%）と最も多く、次に1号が218件（39.42%）となっている。また、金額では2号が1,399,201,865円（91.43%）で最も多く、次に8号が45,354,144円（2.96%）となっている。

なお、2号を適用している契約のうち、賃借可能な相手方が2者以上あるものや、随意契約理由が、業者選定理由とはなるが、随意契約理由とはなりえないものが見受けられた。これらについては競争入札を行うべきである。

また、1号を適用している契約のうち、予定価格及び予定総額が普通地方公共団体の規則等（「松戸市財務規則」第137条の2、「松戸市水道事業会計規程」第107条の2、「松戸市病院事業会計規程」第104条）で定める額を超えているものが見受けられた。今後は入札に付する等、より適切な契約方法について検討されたい。

なお、決裁書及び業者選定理由書に、随意契約とした根拠及びその理由が明示されていないものはなかった。

4 契約の期間について

「松戸市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例」において、賃貸借契約のうち、下記の(1)～(3)の契約については長期継続契約ができると規定されている。

- (1) 電子計算機その他の情報処理に関する機器及びシステム（ソフトウェアを含む。）の賃貸借契約
- (2) 印刷機、電子複写機、電話機器、ファクシミリその他の事務用備品の賃貸借契約
- (3) 車両、医療器具、仮設建物、庁舎及び施設に設置する機器等の物品の賃貸借契約

なお、同条例に「契約の期間は、5年以内とする。ただし、市長が特に必要と認める契約については、10年以内とする」と規定されている。

契約期間別の件数及び平成26年度の予算執行額については、表4のとおりである。契約期間が1年のものが197件（35.62%）と最も多く、次に契約期間が5年のものが142件（25.68%）である。

表4

種別	契約期間	件数（件）	構成比（%）	平成26年度予算 執行額（円）	構成比（%）
単年度 契約	1年未満	137	24.77	189,457,854	12.38
	1年	197	35.62	485,394,524	31.72
長期継続 契約	1年超～ 3年未満	27	4.88	38,322,585	2.50
	3年以上 ～5年未 満	37	6.69	88,396,580	5.78
	5年	142	25.68	535,522,379	34.99
	5年超	13	2.35	193,295,368	12.63
合 計		553	100.00	1,530,389,290	100.00

5 予定価格の設定状況について

契約事務において、予定価格の設定は、業者の見積書と対照し、価格が妥当かどうか検討するための、重要な意思決定行為である。

「松戸市財務規則」第139条、「松戸市病院事業会計規程」第106条により、随意契約にするときは、あらかじめ当該随意契約にする事項の価格の総額について予定価格を定めなければならない。ただし、価格の総額について予定価格を定めることができないものにあつては、単価について予定価格を定めることができる。また、いずれの条文においても、特に必要がないと認めるときは、予定価格調書の作成を省略することができる。と規定されている。

よって、予定価格調書の作成を省略しても、決裁書などに予定価格を明記し、予定価格を定めなければならない。

予定価格の作成状況は、表5のとおりである。

表5

	計 (件)	構成比 (%)
予定価格調書の作成があり、決裁書等に予定価格の記載があるもの	539	97.47
予定価格調書の作成がなく、予定価格を定めたか確認のできないもの	14	2.53
合 計	553	100.00

予定価格が設定されているもの（予定価格調書の作成があり、決裁書等に予定価格の記載があるもの）が 539 件（97.47%）、予定価格が設定されていないもの（予定価格調書の作成がなく、予定価格を定めたか確認のできないもの）が 14 件（2.53%）であった。

6 契約保証金に係る事項の記載状況について

「松戸市財務規則」第143条第1項、「松戸市水道事業会計規程」第112条第1項、「松戸市病院事業会計規程」第110条第1項により、契約を締結したときは、直ちに契約の相手方をして契約金額の100分の10以上に相当する額の契約保証金を納付させなければならないと規定されている。また、「松戸市財務規則」第143条第3項、「松戸市水道事業会計規程」第113条、「松戸市病院事業会計規程」第110条第3項の各号に該当するときは、契約保証金の全部又は一部を納付させないことができると規定されているが、松戸市財務規則第143条第4項には、決裁書などに適用した条項を記載しなければならないとある。

契約保証金の納付及び契約保証金を免除した場合の根拠規定の記載状況については、表6のとおりである。

表 6

	計 (件)	構成比 (%)
契約保証金が納付されている	0	0
契約保証金を免除し、 その根拠規定が決裁書等に明示されている	542	98.01
契約保証金を免除しているが、 その根拠規定が決裁書等に明示されていない	11	1.99
合 計	553	100.00

第8 監査の結果

監査の結果は、本市の賃貸借契約は、おおむね適正に執行されていたが、一部の事項について改善の必要があるものが認められた。

1 契約の手続きについて

(1) 契約の事務手続きは適正に行われているか。

指摘事項、要望・検討事項	所管課
<p>(指摘事項)</p> <p>財務規則第139条ただし書の規定により、随意契約であることから予定価格調書の作成を省略しているが、予定価格を設定していなかった。</p> <p>今後は、財務規則に則った適正な事務処理を行われたい。</p>	<p>財産活用課 (2件)</p> <p>公営競技事務所 (4件)</p> <p>建築指導課</p> <p>建築審査課</p> <p>博物館</p> <p>保健体育課</p> <p>消防総務課 (4件)</p> <p>(計7課・14件)</p>
<p>(指摘事項)</p> <p>予定価格を定める予算執行者に誤りがあった。</p> <p>今後は、事務決裁規程に則った適正な事務処理を行われたい。</p>	<p>情報政策課 (4件)</p> <p>市議会事務局庶務課</p> <p>(計2課・5件)</p>
<p>(指摘事項)</p> <p>見積書が仕様内容に基づいて徴取されていなかった。</p> <p>今後は、仕様書記載事項について整備し、合理的な予算執行を行えるよう適正な事務処理を行われたい。</p>	<p>健康福社会館 (2件)</p> <p>河川清流課</p> <p>(計2課・3件)</p>

指摘事項、要望・検討事項	所管課
<p>(指摘事項)</p> <p>予定価格調書について、消費税及び地方消費税を含んだ金額を予定価格として記載すべきところを税抜きの金額を記載していた。</p> <p>今後は、財務規則に則った適正な事務処理を行われたい。</p>	<p>戸定歴史館 (計 1 課・ 1 件)</p>
<p>(指摘事項)</p> <p>契約を締結した 1 者に他 2 者の見積書の徴取を依頼していた。</p> <p>今後は、公正な取引が阻害されることのないよう、透明性に留意し、適正な事務処理を行われたい。</p>	<p>子どもわかもの課 (計 1 課・ 1 件)</p>
<p>(要望・検討事項)</p> <p>財務規則第 1 3 9 条ただし書 (病院事業会計においては松戸市病院事業会計規程第 1 0 6 条ただし書) の規定により、随意契約であることから予定価格調書の作成を省略しているが、調書の作成は、契約事務における重要な意思決定行為である。</p> <p>支出予定額が 5 0 万円以上の契約については、予定価格調書を作成されるよう要望する。</p>	<p>公営競技事務所 (3 件) 地域福祉課 健康推進課 国民健康保険課 学務課 東松戸病院総務課 (7 件) 介護老人保健施設梨香苑 (2 件) (計 7 課・ 16 件)</p>

(2) 契約内容の履行に必要な事項が仕様書等に明示されているか。

指摘事項、要望・検討事項	所管課
<p>(指摘事項)</p> <p>仕様書は、適正な履行確保の観点から袋綴じ等により契約書と一体とするべきだが、綴じこまれていなかった。</p> <p>適正な事務処理を行われたい。</p>	<p>男女共同参画課 消費生活課 地域医療課 (2 件) 健康推進課 障害福祉課 健康福祉会館 子ども家庭相談課 河川清流課 (2 件) 図書館 (2 件) 博物館 学務課 東松戸病院総務課 (3 件) (計 12 課・17 件)</p>
<p>(指摘事項)</p> <p>仕様書を作成せずに契約が行われていた。仕様書は、業務内容を明確に指示し、かつ、業務履行の確保と検査を行うために不可欠なものである。</p> <p>仕様書作成の意義を改めて確認し、仕様書を作成のうえ契約を行われたい。</p>	<p>男女共同参画課 子どもわかもの課 市立病院総務課 (2 件) (計 3 課・4 件)</p>
<p>(指摘事項)</p> <p>契約書記載の書類が契約書に綴じこまれていなかった。</p> <p>適正な事務処理を行われたい。</p>	<p>子ども家庭相談課 (2 件) (計 1 課・2 件)</p>

2 随意契約理由について

(1) 随意契約とした根拠及びその理由は、業者選定書等に明示されているか。

決裁書または業者選定理由書に随意契約とした根拠及びその理由が明示されており、指摘事項、要望・検討事項となるものはなかった。

(2) 随意契約とした根拠及びその理由は、妥当性を判断するに足りる適切なものとなっているか。

指摘事項、要望・検討事項	所管課
<p>(指摘事項)</p> <p>地方自治法施行令第167条の2第1項第1号の規定(企業会計においては地方公営企業法施行令第21条の14第1項第1号)による随意契約を締結しているが、予定価格又は予定総額が財務規則等の定める制限を超えていた。</p> <p>今後は、財務規則等に則った適正な事務処理を行われたい。</p>	<p>財産活用課 (2件)</p> <p>地域福祉課</p> <p>高齢者支援課 (2件)</p> <p>スポーツ課</p> <p>図書館</p> <p>博物館</p> <p>学務課</p> <p>市立高等学校</p> <p>附属看護専門学校</p> <p>消防総務課 (2件)</p> <p>(計10課・13件)</p>
<p>(指摘事項)</p> <p>地方自治法施行令第167条の2第1項第8号による随意契約の要件に該当しない。</p> <p>今後は、法令に則った適正な事務処理を行われたい。</p>	<p>健康推進課</p> <p>学務課</p> <p>(計2課・2件)</p>
<p>(指摘事項)</p> <p>地方自治法施行令第167条の2第1項第5号による随意契約の要件に該当しない。</p> <p>今後は、法令に則った適正な事務処理を行われたい。</p>	<p>すぐやる課</p> <p>(計1課・1件)</p>

指摘事項、要望・検討事項	所管課
<p>(要望・検討事項)</p> <p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による随意契約を締結しているが、賃借可能な相手方が2者以上あることから、今後は、より適切な契約方法について検討されたい。</p>	<p>和名ヶ谷クリーンセンター 博物館 警防課</p> <p>(計3課・3件)</p>
<p>(要望・検討事項)</p> <p>随意契約理由が、業者選定理由とはなるが、随意契約理由とはなりえないものだった。</p> <p>今後は、より適切な契約方法について検討されたい。</p>	<p>公営競技事務所</p> <p>(計1課・1件)</p>

3 その他

指摘事項、要望・検討事項	所管課
<p>(指摘事項)</p> <p>財務規則第143条第3項第3号の規定により、契約保証金を免除しているが、根拠規定を決裁書等に明記していなかった。</p> <p>財務規則に則った適正な事務処理を行われたい。</p>	<p>収納課 日暮クリーンセンター (4件) 障害福祉課 (2件) 子どもわかもの課 建築保全課 道路維持課 下水道維持課</p> <p>(計7課・11件)</p>
<p>(指摘事項)</p> <p>見積要領で指定した記載方法と異なる見積書が提出されていた。</p> <p>今後は、適正な事務処理を行われたい。</p>	<p>すぐやる課 財産活用課 子ども家庭相談課 博物館 市立高等学校</p> <p>(計5課・5件)</p>

指摘事項、要望・検討事項	所管課
<p>(指摘事項)</p> <p>長期継続契約は、債務負担行為として予算を定めることなく年度を超えて契約を行うことから、解除条項を約款に記載することとされているが、記載されていなかった。</p> <p>適正な事務処理を行われたい。</p>	<p>図書館 (3 件)</p> <p>市立高等学校</p> <p>(計 2 課・4 件)</p>
<p>(指摘事項)</p> <p>契約保証金の免除は、財務規則第 1 4 3 条第 3 項第 3 号の規定により行うべきところを、第 1 号としていた。</p> <p>財務規則に則った適正な事務処理を行われたい。</p>	<p>情報政策課 (4 件)</p> <p>(計 1 課・4 件)</p>
<p>(指摘事項)</p> <p>財務規則第 1 4 2 条第 1 項の規定により、契約書の作成を省略しているが、同条第 2 項に規定されている契約の目的となる給付の内容、履行期限、契約金額その他必要な事項を記載した見積書を徴取していなかった。</p> <p>今後は、財務規則に則った適正な事務処理を行われたい。</p>	<p>消防総務課 (4 件)</p> <p>(計 1 課・4 件)</p>
<p>(指摘事項)</p> <p>監督職員が変更したにもかかわらず、変更通知をしていなかった。</p> <p>適正な事務処理を行われたい。</p>	<p>商工振興課 (2 件)</p> <p>地域福祉課</p> <p>(計 2 課・3 件)</p>
<p>(指摘事項)</p> <p>印紙税法による課税文書である契約書に印紙の貼付がなかった。</p> <p>法令に則った適正な事務処理を行われたい。</p>	<p>幼児保育課 (2 件)</p> <p>(計 1 課・2 件)</p>
<p>(指摘事項)</p> <p>契約書に自動更新条項があるが、後年度予算の裏付けがない契約において自動更新条項を設けることはできない</p> <p>法令に則った適正な事務処理を行われたい。</p>	<p>障害福祉課</p> <p>(計 1 課・1 件)</p>

指摘事項、要望・検討事項	所管課
<p>(指摘事項)</p> <p>決裁書の決裁区分に誤りがあった。 今後は、事務決裁規程に則った適正な事務処理を行われたい。</p>	<p>地域福祉課 (計 1 課・1 件)</p>
<p>(指摘事項)</p> <p>支出負担行為決議票の決裁区分に誤りがあった。 今後は、事務決裁規程に則った適正な事務処理を行われたい。</p>	<p>スポーツ課 (計 1 課・1 件)</p>
<p>(指摘事項)</p> <p>支払いが遅延していたものがあった。 今後は、適正な事務処理を行われたい。</p>	<p>交通政策課 (計 1 課・1 件)</p>
<p>(要望・検討事項)</p> <p>地方公営企業法施行令第 2 1 条の 1 4 第 1 項第 1 号による随意契約だが、複数業者から見積りを徴取していなかった。 今後は、会計規程に則った適正な事務処理を行われたい。</p>	<p>市立病院医事課 (計 1 課・1 件)</p>

む す び

第8 監査の結果において、監査の項目及び着眼点ごとに個別の所見を述べてきたが、全体的な課題として監査の項目に従い、下記により意見を述べる。

1 契約の手続きについて

(1) 予定価格及び予定価格調書について

随意契約の予定価格については、「松戸市財務規則」第139条、「松戸市病院事業会計規程」第106条により、随意契約にするときは、あらかじめ当該随意契約にする事項の価格の総額について予定価格を定めなければならない、予定価格を定めようとするときは、随意契約にする事項の取引の実例価格、需給の難易、数量の多少、履行期間等を考慮して公正に決定しなければならないと規定されている。また、いずれの条文においても、ただし書の規定により、特に必要がないと認めるときは、予定価格調書の作成を省略することができる」と規定されている。

前述のただし書の規定により、随意契約であることから予定価格調書の作成を省略し、予定価格を決裁書にも明記していない事例が、今回監査をした賃貸借契約においても見受けられた。

契約事務において、予定価格の設定は、見積書と対照し、価格が妥当かどうか検討するための重要な意思決定行為であることから、予定価格を設定するとともに、決裁書などに予定価格を明記するべきである。

(2) 契約書記載事項について

契約書は、契約相手方との権利義務を明確にするために作成するものであるが、暴力団排除措置に関する条項や長期継続契約における解除条項など契約書に必要な条項を定めていないものが見受けられた。必要な契約条項は明確に規定する必要がある。

また、仕様書が契約書と一体に綴じこまれていないものが多く見受けられ

た。適正な履行確保の観点から、仕様書と契約書は袋綴じ等により一体とするべきである。

さらに、契約期間終了後の賃貸借物件を撤去する場合、その費用について、契約書等で定めていないものがあつた。これは後日、契約相手方との間で問題となり得ることなので、契約書等への記載を検討されたい。

2 随意契約理由について

(1) 随意契約について

随意契約には、手続が簡略であり、契約までの期間が短縮できること、また契約の目的、内容に照らしそれに対応する資力、信用、技術、経験等を鑑みて相手方を選定できるという長所がある反面、契約の相手方が固定化され、契約の公正性を妨げるおそれがあるという短所もある。

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号並びに地方公営企業法施行令第21条の14第1項第1号を理由とする契約において、予定価格又は予定総額が財務規則等の定める制限を超えているものが多く見受けられた。特に長期継続契約の場合は、契約期間総額ではなく、単年度総額で判断していたり、賃貸借契約の制限である40万円未満と委託契約の制限である50万円未満を混同しているものもあつた。

また、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号並びに地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号（以下「第2号」という。）を理由とする随意契約については、これまでの定期監査においても、従来からの実績や専門性を理由として安易に適用すべきではなく、厳格な判断が必要であり、また、契約内容について、十分な情報収集と検討を重ね価格交渉を行うよう指摘を繰り返してきたところである。

今回の監査で、第2号を適用した契約において、随意契約理由書の記載内容が、業者選定理由とはなるが、随意契約理由とはなり得ない事例があつた。また、指摘、要望・検討事項には至らないものの、その随意契約理由が契約の性質や目的により契約の相手方が特定され得るものであるか、さらなる精

査が必要な事例もあった。

適用の際には、地方自治法、同法施行令並びに地方公営企業法、同法施行令やその業務の特殊性、経済的合理性、緊急性等について、契約内容を厳格かつ客観的、総合的に判断し、公正性、経済性の確保に努められたい。

(2) 再リースについて

再リースは、賃貸借契約期間満了後も当該賃貸借物件の使用を継続契約するものである。経費の節減や事務手続きの簡素化といった長所がある一方、再リースを繰り返すことにより、賃貸借期間が長期化するに伴い、故障率が高くなる、製造から日数が経過しているため部品が取り寄せになり修理に時間がかかる、新製品に比べ、燃費や電気代が高くなる、といった短所がある。

今回の監査で、自動車の賃貸借契約において、車両状態が良好、年間走行距離が1万キロメートル未満等を理由に、減価償却期間を超える再リース契約をしている事例（平成27年度現在の延べリース期間が8年等）が見受けられた。

公用車の運用には事故等を未然に防止し、安全に業務を遂行することが必須であることから、保有にあたっては、車両の状態を十分に検証の上、長期的な整備計画、計画的な車両更新を行うことが重要である。

また、電話器（交換機・主装置・受話器等）の賃貸借契約において、電話回線事業者と再リース契約をしている事例が見受けられた。

電話器については、賃貸借契約の相手方と電話回線事業者が同じでなくとも業務に支障はない場合もある。賃貸借契約期間終了時において、賃借と購入を比較し、機器一式を購入し、更新している事例もあることから、業者の選定方法の適正性、費用面での妥当性について検証し、見直しに努められたい。

3 その他

(1) 契約保証金について

「松戸市財務規則」第143条第1項、「松戸市水道事業会計規程」第112条第1項、「松戸市病院事業会計規程」第110条第1項により、契約を締結したときは、直ちに契約の相手方をして契約金額の100分の10以上に相当する額の契約保証金を納付させなければならないと規定されている。また、各条の第3項に契約の相手方によっては、契約保証金の全部又は一部を納付させないことができると規定されている。さらに、財務規則143条第4項により、予算執行者は、前項の規定により契約保証金の全部又は一部を免除したときは、当該支出負担行為に関する決議書に前項各号に規定する条項を記載しなければならないと規定されている。契約保証金は、契約の相手方が契約上の義務を履行しない場合に、その損害の賠償を容易にすることを目的にしており、契約上の義務の履行を確保するために徴する担保である。

今回の監査で、契約保証金を免除しているが、根拠規定を決裁書等に明記していない事例が見受けられた。免除にあたっては、根拠規定を契約書又は決裁書に明記すべきである。

(2) 契約事務について

契約事務については、契約課は事業課から入札・契約の依頼を受け、建設工事や業務委託などの契約事務を行っているが、賃貸借契約やその他の軽易な契約については、各課で契約事務を行っている。契約課では「松戸市随意契約ガイドライン」の策定、契約事務研修の企画実施、各課からの相談を受けての助言など各課担当職員の実務能力向上に貢献しているが、依然、事務処理の誤りが多く見られるところである。

近隣市の契約担当課の事務分掌規則を見ると、「契約事務の総括管理に関すること。」、「契約業務統計に関すること。」といった契約事務の総括としての位置づけを明確にする所掌事務が規定されている。本市ではそのような位置づけが明確になっていないが、本市においても、内部統制の観点から全庁的な契約状況を把握し、契約事務を総括する体制づくりが必要である。

また、契約状況の公表について、工事・委託等のほか「地方自治法施行令第167条の2第1項第3号」また「地方公営企業法施行令第21条の14第1項第3号」による特定随意契約について公表している。随意契約は、競争入札と比較し透明性に劣りがちであるため、その他の随意契約についても、可能な範囲でその理由を公表し、市民への説明責任を果たすとともに透明性や公平性をより高い次元で確保することが望まれるものである。